ADVANTEST

グローバル調達方針

Contents

1. はじめに 1
2. 目的、基本方針および適用範囲 2
2.1. 本方針の目的 2
2.2. 基本方針と適用範囲 2
3. 外部の基準、規制の枠組み、および拘束力 3
3.1. 外部の基準 3
3.2. 規制の枠組み 3
3.3. 拘束力のあり方 4
4. 用語と定義 5
5. サプライヤーの適格性および登録手続き 6
5.1. サプライヤーへの必須要求事項 6
5.2. 提出いただく文書（最小要件） 6
5.3. 不採用基準 7
6. デュー・ディリジェンス（適正評価）および措置 7
6.1. デュー・ディリジェンス（適正評価） 7
6.2. 措置 7
7. 紛争鉱物および拡張鉱物 8
7.1. アドバンテスト製品に含まれる紛争鉱物および拡張鉱物 8
7.2. 紛争鉱物および拡張鉱物に関するデュー・ディリジェンス（適正評価） 8
8. 外部サプライヤー向け情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ要件 9
8.1. 情報セキュリティガバナンス 9
8.2. アクセス制御とアカウント管理 9
8.3. データ保護および暗号化 10

8.4. セキュリティインシデントマネジメント 10
8.5. 二次請負業書の管理 11
8.6. 監査、検証および不遵守 11
9. サプライヤーの選定および評価 11
9.1. 人権、労務、および倫理 11
9.2. 環境、気候変動対策および製品 12
9.3. マーケット（市場） 13
10. サプライヤーへの要望事項 14
11. 地域ごとの実施およびコア要求事項からの逸脱の禁止 16
12. 契約条項および米国政府条項の適用（該当する場合） 16
13. 内部通報ホットライン 17

バージョン	日付	修正	承認
3.0	*2026 年 6 月 1 日*	*第 2.1 項の補足：要求事項は、各サプライヤーに該当する場合に限り適用されます。第 7.2 項を追加：OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスに対するサプライヤーの確認、第 13 条の改訂：サプライヤー向けの内部通報に関する文言。*	*SoC デリバリー担当シニアバイスプレジデント*

グローバル調達方針

1. はじめに

当社は、「先端技術を先端で支える」という経営理念の下、「テスト・計測」分野において高品質かつ高信頼性を有する製品・サービスを提供することにより、社会および産業の進歩に寄与し、人々の豊かな生活に貢献することを志しています。 日々、最先端の技術開発、生産性の向上および技術サポート・サービスの改善に取り組んでいます。 バリューチェーンの重要な一員であるお取引先の皆さまとの協力なくして、これらの目標を達成することはできないと認識しています。 これらの目標を達成するため、当社はお取引先の皆さまに対し、本調達方針に定める協力の原則を遵守いただくとともに、当該原則を貴社のサプライヤーおよびビジネスパートナーに対しても適切に周知し、遵守が確保されるよう必要な措置を講じていただくことをお願い申し上げます。

ADVANTEST

2. 目的、基本方針および適用範囲

2.1. 本方針の目的

本調達方針は、アドバンテスト・グループが、サプライチェーンにおけるすべてのお取引先、請負業者および中小受託事業者を含むその他のビジネスパートナー（以下「サプライヤー」といいます）に対して求める、調達、サプライヤー選定およびサプライヤー管理に関する拘束力のある要求事項を定めるものです。本調達方針は、アドバンテスト・グループとそのサプライヤーとの間の現在および将来のすべての契約関係において不可欠な構成要素です。サプライヤーは、アドバンテスト・グループからの注文の受諾または契約の締結をもって、本方針を拘束力のあるものとして承認し、その規定を遵守するとともに、自社のサプライチェーンにおいても遵守が確保されるよう必要かつ適切な措置を講じるものとします。本方針の規定が、個別の供給関係において事実上または法的に関連性を有しない場合には、当該文脈においては適用されないものとします。本取り組みの目的は、アドバンテスト・グループのグローバルサプライチェーンにおいて、品質、供給能力、誠実性、人権、環境および製品の安全性を確保するとともに、関連法令の遵守を徹底することにあります。

2.2. 基本方針と適用範囲

本方針は、すべての製品グループ（直接材料、間接材料、サービス、物流および外部委託）に適用されます。直接サプライヤー（一次サプライヤー）は、自社の事業活動において本方針に定める基準を遵守するとともに、サプライチェーン全体を通じて二次サプライヤーに対してもこれらの要求事項の遵守が確保されるよう責任を負うものとします（以下「遵守義務」といいます）。一次サプライヤーは、自社のサプライチェーン全体における遵守状況を監視するため、適切なリスクベースの事前評価（デュー・ディリジェンス）プロセスを実施し、当社からの要請に応じて、当該対応措置の証拠を提出しなければなりません。

基本方針：

1. 強制労働、児童労働、汚職および重大な環境破壊または人権侵害は一切許容しません。
2. リスクベースのアプローチを採用し、継続的な改善を推進します。
3. サプライヤーとの持続的かつ透明性のある協力関係の構築および適切な情報開示を確保します。
4. より厳格な規格、法令または規制が存在する場合には、それらを優先して適用します。

本方針は、供給される商品または提供されるサービスの種類にかかわらず、世界中のアドバンテスト・グループのすべてのサプライヤーに適用されます。サプライヤーは、自社において本方針に定める要求事項を実施するとともに、二次サプライヤーおよびその請負業者においても遵守が確保されるよう責任を負うものとします。本方針よりも厳格な要求事項を定める法令または規制が存在する場合には、当該規定が優先して適用されます。本方針と適用される法令との間に矛盾が生じた場合には、適用される法令が優先されます。

3. 外部の基準、規制の枠組み、および拘束力

3.1. 外部の基準

当社は、事業をグローバルに展開する企業として、国連グローバル・コンパクト（UNGC）10 原則、国際人権章典、ビジネスと人権に関する指導原則、関連する国際条約（別紙 1 参照）に記載された人権および環境に関する権利、ならびに RBA（Responsible Business Alliance）行動規範等の国際的規範および原則の趣旨に沿った調達活動を推進しております。

3.2. 規制の枠組み

当社は、以下の規制枠組みおよびガイドラインの遵守に取り組んでおります。これらの取り組みを適切に推進するため、サプライヤーの皆さまにおかれましても、ご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

EU

1. CSDDD／サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法（LkSG） – リスクマネジメント、年次／随時リスク分析、方針声明、予防措置および是正措置、苦情処理手続き、文書化
2. EU 強制労働製品禁止規制 2024/3015（EUFLR） – 2027 年 12 月適用開始予定
3. EU 紛争鉱物規則（2017/821）：3TG に関するデュー・ディリジェンスの実施、OECD ガイダンスとの整合、管理体制の整備および年次報告

米国

1. ドッド・フランク法 第 1502 条：紛争鉱物（3TG）および関連鉱物（「OECD 高リスク鉱物」とされるコバルトおよびマイカを含む）に関する原産地調査（RCoI）および情報開示

2. ウイグル人強制労働防止法（UFLPA） – 新疆ウイグル自治区およびエンティティ・リストに関する「反証可能な推定」への対応
3. 輸出管理規則 15 CFR 730-774 (EAR) – 制裁およびボイコット規制への対応

日本

1. 経済産業省「人権デュー・ディリジェンス（HRDD）ガイドライン」（2022 年）：HRDD プロセスの実施および苦情処理メカニズムの構築

上記に加え、各国・地域の追加的な規制にもご対応いただくようお願い申し上げます。なお、これらはサプライヤー契約の一部として定められる場合があります。

製品、材料および化学物質の適合性に関する規制枠組み：

サプライヤーの皆さまには、GSE（環境に関する一般仕様書）遵守契約への署名を通じて、適用される規制枠組み（例：EU の REACH、RoHS、WEEE、ODS、F-GAS、米国の TSCA、日本の CSCL 等）の遵守およびこれらに基づく義務の履行にご協力いただくようお願い申し上げます。

本契約は、V93000 シリーズに関して取引関係にあるすべてのサプライヤーに適用されます。

3.3. 拘束力のあり方

当社は、すべてのサプライヤーおよびサービスプロバイダーに対し、法令および一般に認められた基準の遵守を求めております。本方針には具体的な要求事項が定められており、サプライヤーおよびサービスプロバイダーの皆さまにはこれらを満たしていただく必要があります。

また、アドバンテストのサプライヤー向け CSR アンケートの質問 6.8 に「1」（「はい」）とご回答いただくことにより、事業活動において誠実に行動することにご同意いただいたものといたします。

なお、本方針に関し契約交渉において合意された内容から逸脱する場合には、事前にコンプライアンス部門または法務部門へご相談いただくようお願いいたします。

4. 用語と定義

サプライヤー	商品またはサービスを提供する自然人または法人（販売代理店、代理店、ディストリビューター、委託製造業者を含みます）
ビジネスパートナー	サプライチェーンにおいて、アドバンテストの事業、製品またはサービスに直接的または間接的に関係するすべての組織
高リスク国・分野	ESG、地政学、制裁、労働または環境に関するリスク指標に基づき特定される国または分野
紛争鉱物	スズ、タンタル、タングステンおよび金（3TG）
拡張鉱物	マイカ（雲母）およびコバルト
デュー・ディリジェンス	人権および環境に関するリスクを特定し、防止し、軽減し、並びにその対応について説明責任を果たすためのリスクベースのプロセス
強制労働	罰則の脅威の下で強制され、かつ本人が自発的に申し出たものではないすべての労働または役務（ILOの定義）
児童労働	就労最低年齢に満たない者による労働であって、精神的、身体的、社会的または道徳的に有害であり、かつ子どもの就学、発達または福祉を妨げるもの
有害物質	毒性、可燃性、反応性、腐食性、残留性または生物蓄積性といった固有の性質を有する化学物質（特定の状況においては生物学的物質を含む）であり、これらの性質により人の健康または環境に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

責任ある調達	人権の尊重、環境保護、倫理的行動およびサプライチェーンの透明性を確保しつつ物品またはサービスを調達すること。これには、負の影響の防止、低減および是正が含まれます
苦情処理メカニズム	個人または団体が人権への実際または潜在的な影響に関する懸念を提起することを可能とし、企業が当該懸念に対応し是正することを目的とした、正式かつ正当で、利用可能かつ公平な手続き

5. サプライヤーの適格性および登録手続き

5.1. *サプライヤーへの必須要求事項*

- アドバンテストのサプライヤー行動規範および RBA 行動規範の遵守
- CSR／ESG アンケート（RBA-SAQ に基づく）への完全かつ誠実な回答
- リスク関連製品グループにおける二次サプライヤー情報の開示
- アドバンテストによる監査へのご協力
- 輸出管理および制裁スクリーニングへの対応

  （サプライヤーの皆さまには、最終用途・最終用途者の確認、反ボイコット規制を含む輸出管理および制裁措置の遵守にご協力いただくようお願い申し上げます。なお、UFLPA に関連するリスクがある場合には、原材料の原産地および調達経路について「明確かつ説得力のある証拠」をご提示いただく必要があります。）
- IT／情報セキュリティに関する自己申告（データ処理に関するもの）
- 品質マネジメント（ISO 9001）、環境（ISO 14001）、労働安全衛生（例：ISO 45001）またはそれらに準ずる体制

5.2. *提出いただく文書（最小要件）*

- 署名済みの遵守宣言書
- CSR／ESG アンケートへの回答完了
- 署名済み GSE（V93000 シリーズに適用されるもののみ）
- 紛争鉱物報告書テンプレート（必須）／拡張鉱物報告書テンプレート（任意）（製錬所リストを含む）
- REACH-SVHC および RoHS に関する適合宣言書

- EU POP に関する適合宣言書
- 米国 TSCA 第 6 条(h)に基づく申告書
- バッテリー規制データおよび梱包情報（該当する場合）
- 原産地証明書／特恵原産地関連書類
- 輸出分類情報（ECCN／AL 番号、TARIC／HTS）

5.3. 不採用基準

- 強制労働または児童労働が確認された場合
- 重大な人権侵害
- 重大な環境違反
- 汚職行為
- 制裁または禁輸措置に対する違反
- 十分な協力が得られない場合
- 虚偽または誤解を招く申告

6. デュー・ディリジェンス（適正評価）および措置

6.1. デュー・ディリジェンス（適正評価）

アドバンテストは、LkSG 第 5 条、UNGP、および OECD に基づき、国・地域、製品、プロセス、企業に関するリスクを対象として、年次および必要に応じたリスク分析を実施することがあります。既存サプライヤーに対する事前評価には、CSR アンケートの更新、パフォーマンス評価（サプライヤー・パフォーマンス・マネジメント［SPM］）、紛争鉱物評価（CMRT 報告（必須）／EMRT 報告（該当する場合）および RMAP の適合状況の確認）、ならびに重点監査が含まれます。アドバンテストは、責任ある鉱物調達を事前評価の重要な要素と位置付けています。サプライヤーは、毎年 CMRT（3TG）を提出し、該当する場合には EMRT（コバルト／マイカ）も提出するとともに、製錬所・精製所の情報を開示し、RMAP に適合した製錬所の優先的な利用に努めていただきます。

リスクが確認された場合には、是正措置の実施をお願いすることがあります。なお、違反が継続的に見られる場合には、取引登録の見直しが行われる可能性があります。

紛争鉱物に関する詳細は、第 7 章をご参照ください。

6.2. 措置

ドバンテストは、サプライヤーにおける遵守体制の強化を支援するため、必要に応じて各種措置を講じることがあります。

- 是正措置計画（CAP：Corrective Action Plan）
- ECAP（拡張是正措置計画）
- リスク分析およびアンケートの実施
- リスク予防措置（研修の実施、方針声明および行動規範の周知、監査の実施）
- リスク是正措置（違反に関する合理的な根拠が確認された場合に実施：アドバンテストは、リスクの程度に応じた適切な対応を行います。具体的には、(1) 事実調査、(2) 期限およびマイルストーンを設定した CAPA 計画、(3) 支援および研修、(4) モニタリングを含みます。コンプライアンス違反が確認された場合には、必要に応じて、取引関係の一時停止または解除に至るまで段階的な措置を講じるとともに、法令上必要な場合は当局または顧客への通知を行います。）
- 人権・環境関連法令違反、情報の隠蔽、禁止化学物質の使用、紛争鉱物の不透明な使用、または不適切な事業慣行が判明した場合には、追加調査のため、出荷停止または発注保留（Stop-Ship／PO ホールド）を行うことがあります

7. 紛争鉱物および拡張鉱物

7.1. アドバンテスト製品に含まれる紛争鉱物および拡張鉱物

以下の鉱物は、アドバンテストの製品に含まれる、またはサプライヤーから調達する材料に含まれる可能性があります。

- 紛争鉱物：3TG（スズ、タングステン、タンタル、金）
- 拡張鉱物：マイカ（雲母)、コバルト

7.2. 紛争鉱物および拡張鉱物に関するデュー・ディリジェンス（適正評価）

アドバンテストは、すべての鉱物が倫理的に調達され、その採掘が組織犯罪に利益をもたらすことなく、また地域社会の生計に悪影響を及ぼさないよう努めています。
この目的のため、アドバンテストは「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに関する OECD ガイダンス（OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス)」に沿った調達を推進しています。サプライヤーは、確認書への署名を通じて、同ガイダンスの遵守に取り組むことに同意するものとします。
責任ある鉱物調達を確保するため、アドバンテストはサプライヤーの選定、評価、および取引開始時にデュー・ディリジェンス（適正評価）を実施し、サプライヤーに対し、OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスまたはその他の認められた枠組みへの準拠をお願いしています。

アドバンテストは、取引開始前および契約締結後毎年、サプライヤーの皆様に以下の情報提供をお願いしています：

- CSR アンケート
- 紛争鉱物評価（CMRT／EMRT 報告および RMAP 適合性の確認）
    - CMRT 報告（必須）
    - EMRT 報告（該当する場合）
    - RMAP 適合性の確認
- 製錬所および精製所の最新リスト

また、アドバンテストは、実際または潜在的な違反が認められた場合、または通常のデュー・ディリジェンス手続き（例：抜き取り検査）の一環として、監査を実施することがあります。

8. 外部サプライヤー向け情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ要件

アドバンテストは、自社の情報、システム、製品および業務の保護を確保するため、すべての外部サプライヤーに対し、本項に定める情報セキュリティおよびサイバーセキュリティの基準への適合をお願いしています。
これらの要件は、サプライヤーがアドバンテストのデータを取り扱う場合、ソフトウェアまたはクラウドサービスを提供する場合、デジタル機能やネットワーク機能を備えた製品を納入する場合、またはアドバンテストの資産に物理的もしくは論理的にアクセスする場合など、すべての取引に適用されます。

8.1. 情報セキュリティガバナンス

サプライヤーは、ISO/IEC 27001、SOC 2 Type II、またはこれらと同等の国際的に認められた規格に整合した、適切な情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の維持をお願いしています。ISMS には、文書化された方針、明確に定義された責任体制、定期的なリスク評価、および定期的なレビューが含まれていることが求められます。また、要請に応じて、サプライヤーには遵守状況の証拠として、有効な認証書または第三者による監査報告書のご提出をお願いする場合があります。

8.2. アクセス制御およびアカウント管理

サプライヤーには、以下を含む適切なアクセス制御対策の実施をお願いしています：

- 権限ベース（ロールベース）のアクセス制御

- 必要最小限の権限に基づくアクセス管理
- リモートアクセスまたは管理者権限に対する多要素認証の適用
- 個別に管理されたユーザアカウント（共有アカウントの禁止）
- 異動または契約終了時における速やかなアクセス権限の取り消し

また、上記の対策と同等の統制が実施されていない場合であっても、サプライヤーは、アドバンテストの情報、システムまたは施設への不正アクセスを防止するための適切な対策を講じることが求められます。必要に応じて、その実施状況に関する証拠の提出をお願いする場合があります。

8.3. データ保護および暗号化

サプライヤーが取り扱うアドバンテストのデータは、業界の一般的なベストプラクティスに基づき適切に保護されることが求められます。

サプライヤーには、以下の事項を確実に実施いただくようお願いしています：

- 最新の業界標準に基づく通信中データの暗号化
- 保存データの暗号化
- 安全な鍵管理の実施
- 顧客データの適切な分離管理
- 適用される個人情報保護およびデータ保護関連法令の遵守

なお、外部のデータストレージやファイル共有プラットフォームの利用については、事前に承認を取得いただく必要があります。

8.4. セキュリティインシデントマネジメント

アドバンテストは、サプライヤーに対し、セキュリティインシデントを検知、封じ込め、および是正するための有効なプロセスの整備および運用をお願いしています。
サプライヤーは、アドバンテストのデータ、システムまたは業務に影響を及ぼす、またはそのおそれがあるインシデントを認識した場合、遅滞なく、かつ可能な限り速やかに（原則として24時間以内）アドバンテストに通知いただくことが求められます。

インシデントの通知には、以下の内容を含めていただく必要があります：

- インシデントの概要
- 想定される影響または確認された影響

- 影響を受けた、または影響を受ける可能性のあるシステムまたはデータ
- 封じ込めおよび是正のために講じた措置
- 再発防止に向けた対策

8.5. 二次請負業書の管理

アドバンテストのサプライヤーは、二次請負業者の業務遂行および遵守状況について責任を負うことが求められます。アドバンテストのデータまたはシステムに関連する業務については、事前にアドバンテストの書面による承認を得ることなく、二次請負業者を従事させることはできません。また、二次請負業者には、本方針に定める情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ要件への適合が求められます。

8.6. 監査、検証および不遵守

アドバンテストは、サプライヤーの情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ管理に関し、関連文書の提出を求め、レビューを実施し、または監査を行う場合があります。サプライヤーには、これらの活動へのご協力および関連情報への速やかなアクセス提供をお願いしています。これらの要件に適合しない場合には、その重大度およびリスクへの影響度に応じて、是正措置、サービスの停止、エスカレーション措置、または取引関係の終了等の措置が講じられることがあります。詳細および関連要件については、以下のリンクよりご確認いただける IT セキュリティ方針をご参照ください：

情報セキュリティ

9. サプライヤーの選定および評価

アドバンテストは、公正かつ公平な基準に基づき、サプライヤーの評価および選定を行っています。詳細な手順については、「アドバンテスト サプライチェーン CSR 推進ガイドブック」に記載されています。以下のリンクよりご参照いただけます：

[アドバンテスト サプライチェーン CSR 推進ガイドブック 【CSR 項目の解説】]

アドバンテストは、サプライヤー選定にあたり、以下の事項を考慮しています：

9.1. 人権、労務、および倫理

労働者の人権の尊重

アドバンテストは、児童労働・強制労働の禁止、人種、性別その他の理由による差別の禁止、ならびに結社の自由の尊重など、国際的な規範および行動規範に基づく人権原則を尊重するサプライヤーからの調達を推進しています。

ADVANTEST

人権、労働、および倫理原則に関するサプライヤーの取り組み

アドバンテストは、サプライヤーに対し、RBA 行動規範（労働、労働安全衛生、環境、倫理、マネジメントシステム）への準拠をお願いしています。特に、以下の行為は禁止されています：強制労働および児童労働、人身取引、差別、過度な労働時間、不安全な労働環境、ならびに違法な懲戒措置。結社の自由および団体交渉権は尊重されることが求められます。報酬は、遅滞なく、かつ法令に従って支払われる必要があります。

強制労働の禁止

サプライヤーには、いかなる形態の強制労働または義務労働も行わず、またこれを容認しないことが求められます。サプライヤーには、要請に応じて、所定の期限内に、自社のサプライチェーンにおいて強制労働が存在しないことを裏付けるための、信頼性のあるトレーサビリティおよびプロセスに関する証拠の提出をお願いする場合があります。また、調査が実施される場合には、所管当局およびアドバンテストへの協力が求められます。裏付けのあるリスクが確認された場合には、速やかに緩和措置を講じるとともに、必要に応じて、該当する供給源との取引の見直しを行うことが求められます。

倫理、腐敗防止、データおよび知的財産の保護

アドバンテストは、サプライヤーに対し、贈収賄、汚職および反競争的行為に対して例外を認めない姿勢のもと、方針の策定、研修の実施、監視体制および重大事案の報告体制の整備をお願いしています。サプライヤーには、個人データおよび機密情報の保護、ならびに知的財産権の尊重が求められます。また、利益相反が生じた場合には、その内容を開示し、適切に管理する必要があります。

9.2. 環境、気候変動対策および製品

環境保全への取り組み

アドバンテストは、グリーン調達ガイドラインに基づき、環境に配慮した製品の開発および製造を推進しています。そのため、サプライヤーには、環境への負荷を可能な限り低減した製品およびサービスの提供をお願いしています。

環境マネジメントおよび気候変動対策

アドバンテストは、サプライヤーに対し、資源の効率的な利用を促進し、排出物および廃棄物の最小化に取り組むことをお願いしています。また、有害物質および化学物質の管理については、適用される法規制（REACH 規則、RoHS 指令等）に従って実施される

ことが求められます。さらに、必要に応じて、気候目標およびスコープ 3 排出量データの提供をお願いする場合があります。アドバンテストは、環境負荷の低減に寄与する資材、エネルギー源および物流（例：SAF の活用、航空輸送から海上輸送への転換）の活用を推奨しています。

製品およびサービスの品質と安全性

アドバンテストは、試験装置メーカーとして、お客様が高品質な製品を製造できるよう支援するため、品質および安全性の要件を満たす製品およびサービスの調達に努めています。

技術力

アドバンテストは、設計、プロセスおよびパッケージングの各分野において、独自性と革新性に優れた技術の採用を推進しています。

9.3. マーケット（市場）

製品およびサービスの価格設定

アドバンテストは、お客様にご満足いただける製品価格の実現を目指し、市場競争の原則に基づき、製品およびサービスを適正な価格で調達するよう努めています。また、アドバンテストは、新たな技術、手法および材料を取り入れた製品およびサービスの調達を推進するとともに、サプライヤーの皆様に対し、VE（Value Engineering）活動の積極的な推進をお願いしています。

納期遵守、安定供給および需要変動への対応

アドバンテストは、お客様からの納期要求および需要変動に対応するため、必要な時期に必要な量の製品およびサービスを安定的に調達するよう努めています。サプライヤーには、合意された納期および数量の遵守に加え、需要変動に対応可能な体制の構築が求められます。これには、以下が含まれます：

- 生産能力およびリードタイムの可視化
- 事業継続計画（BCP）およびリスク管理計画の整備
- 適切な在庫およびバッファ管理
- 必要に応じたデュアル／マルチソーシング戦略

輸出管理および市場アクセスに関する遵守

アドバンテストはサプライヤーに対し、製品、ソフトウェアおよび技術が法令に従い、アドバンテストおよびその顧客に適切に供給されることを確保いただくようお願いしています。
これには、要請に応じた輸出管理分類（ECCN 等）および最終用途・最終用途者に関する情報提供、適用される輸出規制、制裁措置および関税規制の遵守、ならびに該当する場合には政府による転用防止条項の受け入れが含まれます。

10. サプライヤーへの要望事項

アドバンテストは、サプライヤーに対し、以下の事項への対応をお願いしています：
(1)　以下に列挙する国際的な原則および基準に基づき、人権および環境に関する保護ならびに禁止事項を遵守いただくこと。これは、サプライチェーン全体において、社会的および環境的責任を果たすために重要です。
また、本方針の遵守を確保するため、サプライヤーには、自社のサプライヤー選定において人権および関連する環境への配慮を行うとともに、関連する研修および能力開発の実施など、適切な対策を講じることが求められます。さらに、苦情処理手続きへのアクセスの提供、リスクベースの管理措置の実施、および人権および環境の保護の観点からの二次サプライヤーの監視を行うことが求められます。

- 国連グローバル・コンパクト 10 原則
- 「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」（ILO）
- 国際人権章典
- ビジネスと人権に関する指導原則
- 関連する国際条約（別紙 1 参照）
- RBA（Responsible Business Alliance）行動規範

(2)　サプライヤーには、事業を展開する各国の法令を遵守するとともに、社会通念に則った事業活動を行っていただくようお願いしています。これには、以下が含まれますが、これらに限りません：

- 贈収賄や汚職などの不正行為の禁止
- 不適切とみなされる可能性のある業務上の行為の回避（利益相反の疑いを生じさせる可能性のある行為を含む）
- 公正競争ルールおよび独占禁止法の遵守

- アドバンテスト・グループの製品およびサービスの輸出を考慮した輸出入関連法規の遵守
- ビジネスパートナーの個人情報に関するデータ保護関連法令の遵守
- 知的財産権の尊重

(3)　「アドバンテスト グリーン調達ガイドライン」に基づき、ISO 14001 の取得を含む（ただしこれに限定されない）環境マネジメントシステムを構築するとともに、環境保全活動の推進をお願いしています。あわせて、資源の効率的な利用に配慮し、環境への負荷を可能な限り低減した製品およびサービスの調達ならびに生産活動の推進をお願いしています。
また、サプライヤーには、潜在的に有害な物質の使用の削減または排除に取り組むことが求められます。サプライヤーは、製品に禁止、制限、認可対象、または全面的に禁止されている物質が含まれていないことを確認するとともに、規制対象物質については、GSE に定められた使用条件または濃度基準を満たすことが求められます。

(4)　基本購入契約、個別契約および品質保証契約に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、製品およびサービスに関する品質管理活動を実施するとともに、それらの安全性を確保していただくようお願いします。

(5)　競争力のある価格で製品およびサービスを提供するとともに、継続的なコスト低減に努めていただくようお願いします。

(6)　製品およびサービスの納期遵守ならびに要請への迅速な対応を確保するとともに、需要の急激な変動にも対応可能な、柔軟かつ安定した供給体制の構築をお願いしています。

(7)　技術力の継続的な向上および技術革新の推進に努めるとともに、先進技術を取り入れた製品およびサービスを提供していただくことで、アドバンテストがお客様に安全でニーズに適合した製品を提供できるようご協力をお願いします。

(8)　サプライヤーには、長期的な取引関係の維持に向けて、安定的かつ健全な企業運営を行っていただくことが求められます。これを確認するため、アドバンテストは、サプライヤーに対し、企業情報や財務情報を含む必要な情報の開示をお願いする場合があります。

(9)　機密情報の漏洩防止のための情報マネジメントシステムを構築するとともに、アドバンテスト・グループとの取引を通じて取得した情報を適切に管理し、その機密性を保持していただくようお願いします。

(10) アドバンテストの「サプライヤーCSR アンケート」へのご協力をお願いします。本アンケートでは、材料および部品の調達における透明性確保のため、Responsible Minerals Initiative（RMI）が公表する「紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）」を採用しています。

11. 地域ごとの実施およびコア要求事項からの逸脱の禁止

アドバンテスト・グループの各法人は、各国・各地域の法令（例：ドイツにおけるLkSG、日本における経済産業省の人権デュー・ディリジェンスに関する指針（METI-HRDD）、米国における UFLPA／EAR など）を遵守し、本方針を実施します。本方針の運用にあたり調整を行う場合には、以下の条件をすべて満たす必要があります：

(1) 本方針の目的の達成に寄与すること

(2) 要件の水準を低下させないこと

(3) 下記のコア要求事項に影響を与えないこと

- 強制労働および児童労働、人身取引、ならびに重大な環境違反の禁止
- リスクベースのデュー・ディリジェンス（UNGP／OECD／RBA）への取り組み
- 人権デュー・ディリジェンス（HRDD）、監査、ならびに CMRT／EMRT プロセスへの参加
- 輸出管理、制裁措置、および強制労働禁止に関する法令遵守
- 苦情処理手続きの整備および報復からの保護
- 違反発生時における透明性のある協力体制および是正措置の実施

12. 契約条項および米国政府条項の適用（該当する場合）

アドバンテストは、サプライヤーとの契約において、以下の拘束力のある条項を含めています：

- アドバンテスト調達方針（本方針）
- RBA 行動規範
- 監査および情報提供に関する権限
- CMRT／EMRT に関する要件
- 輸出管理に関する遵守義務
- 汚職防止に関する条項
- データ保護および情報セキュリティに関する要件

- 是正措置および制裁措置（契約解除を含む）
- 米国政府向け契約に係るフローダウン条項（該当する場合）

米国政府契約：
米国政府との契約には、追加の契約条項（例：FAR／DFARS）が適用されます。サプライヤーの製品またはサービスがこれらの契約に関連する場合、アドバンテストは、サプライヤーに対し、適用されるフローダウン条項を認識し、これを遵守していることを文書により確認いただくようお願いしています。

13. 内部通報ホットライン

アドバンテストの従業員、サービスプロバイダー、またはアドバンテストに代わって業務を行う第三者による取引において、行動規範、The Advantest Way、定款、業務契約、法令への違反、またはその疑い、あるいは倫理上の不正行為が認められた場合、サプライヤーには、速やかに独立した匿名通報窓口である「アドバンテスト・コンプライアンス・ホットライン」を通じて報告いただくようお願いしています。通報は、オンラインフォームへの入力または音声メッセージの送信により行うことが可能です。

利用可能言語
ホットラインは以下の言語で利用可能です：

- 日本語
- 英語
- ドイツ語（LkSG に対応した国別通報が可能）
- フランス語
- イタリア語
- マレー語（Bahasa Melayu）
- ヘブライ語

通報後の対応：
アドバンテストの企業倫理相談室は、通報内容の事実関係を確認し、必要に応じて適切な措置を講じます。その過程において、サプライヤーに対し協力をお願いする場合があります。アドバンテストは、通報を行ったことを理由として、通報者およびその所属企業に不利益が生じることがないよう配慮します。ただし、故意に虚偽の情報を提供するなど、誹謗または不当な目的で通報が行われた場合には、この限りではありません。

是正措置：
調査の結果、違反が確認された場合には、適切な是正措置が講じられます。詳細については、以下のリンクより「内部通報方針」をご参照ください：
[社内外向けの内部通報制度]

サプライヤーへの要請：
さらに、アドバンテストはサプライヤーに対し、以下をお願いしています：
- 安全かつ信頼性の高い苦情処理体制の整備
- 通報者または関係者への不利益な取扱いの禁止
- 調査におけるアドバンテストへの協力

コンプライアンス相談窓口

2026 年 6 月 1 日

ADVANTEST

別紙

関連する国際条約：
以下は、本方針に関連する主な国際条約です：

- 1930 年 6 月 28 日の ILO 第 29 号条約「強制労働に関する条約」（BGBl. 1956 II S. 640, 641）
- 1930 年 6 月 28 日の ILO 第 29 号条約に関する 2014 年 6 月 11 日の議定書（BGBl. 2019 II S. 437, 438）
- 1948 年 7 月 9 日の ILO 第 87 号条約「結社の自由および団結権の保護に関する条約」（BGBl. 1956 II S. 2071, 2072）※1961 年改正
- 1949 年 7 月 1 日の ILO 第 98 号条約「団結権および団体交渉権に関する条約」（BGBl. 1955 II S. 1122, 1123）※1961 年改正
- 1951 年 6 月 29 日の ILO 第 100 号条約「同一価値労働同一賃金条約」（BGBl. 1956 II S. 23, 24）
- 1957 年 6 月 25 日の ILO 第 105 号条約「強制労働廃止条約」（BGBl. 1959 II S. 441, 442）
- 1958 年 6 月 25 日の ILO 第 111 号条約「雇用および職業における差別に関する条約」（BGBl. 1961 II S. 97, 98）
- 1973 年 6 月 26 日の ILO 第 138 号条約「最低年齢条約」（BGBl. 1976 II S. 201, 202）
- 1999 年 6 月 17 日の ILO 第 182 号条約「最悪の形態の児童労働禁止条約」（BGBl. 2001 II S. 1290, 1291）
- 1966 年 12 月 19 日の市民的および政治的権利に関する国際規約
- 1966 年 12 月 19 日の経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約
- 2013 年 10 月 10 日の水銀に関する水俣条約
- 2001 年 5 月 23 日のストックホルム条約（残留性有機汚染物質）
- 1989 年 3 月 22 日のバーゼル条約（有害廃棄物の越境移動）

略語

3TG	Tin, Tungsten, Tantalum, Gold
AL No.	Ausfuhrliste Nummer (German Export List Number)
BGBl.	Bundesgesetzblatt (German Federal Law Gazette)
CAP	Corrective Action Plan
CAPA	Corrective Action and Preventive Action
CFR	US Code of Federal Regulations
CMRT	Conflict Minerals Reporting Template
CSCL	Chemical Substances Control Law (Japan)
CSDDD	Corporate Sustainability Due Diligence Directive (EU)
CSR	Corporate Social Responsibility
DFARS	Defense Federal Acquisition Regulation Supplement
EAR	Export Administration Regulations
ECAP	Extended Corrective Action Plan
ECCN	Export Control Classification Number
EMRT	Extended Minerals Reporting Template
ESG	Environmental, Social, and Governance
EUFLR	EU Forced Labor Regulation
F-GAS	Fluorinated Greenhouse Gases
FAR	Federal Acquisition Regulation
GSE	General Specification for the Environment
HRDD	Human Rights Due Diligence
HTS	Harmonized Tariff Schedule (USA)
IEC	International Electrotechnical Commission
ILO	International Labour Organization
IP	Intellectual Property
ISMS	Information Security Management System
ISO	International Organization for Standardization
LkSG	Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz (German Supply Chain Due Diligence Act)
METI	Ministry of Economy, Trade and Industry (Japan)
ODS	Ozone Depleting Substances
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development
PO	Purchase Order
POP	Persistent Organic Pollutants
PU	Product Unit
RBA	Responsible Business Alliance
RCoI	Reasonable Country of Origin Inquiry
REACH	Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (EU)
RMAP	Responsible Minerals Assurance Process

RMI	Responsible Minerals Initiative
RoHS	Restriction of Hazardous Substances (EU)
SAF	Sustainable Aviation Fuel
SAQ	Self-Assessment Questionnaire (RBA)
SOC	System and Organization Control
SPM	Supplier Performance Management
SVHC	Substances of Very High Concern (REACH)
TARIC	Tarif intégré des Communautés européennes (Integrated Tariff of the European Communities)
TSCA	Toxic Substances Control Act (USA)
UFLPA	Uyghur Forced Labor Prevention Act (USA)
UN	United Nations
UNGC	United Nations Global Compact
UNGP	United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights
WEEE	Waste Electrical and Electronic Equipment (EU)
XUAR	Xinjiang Uyghur Autonomous Region